（前のページより続き）
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件の一部を改正した件（**経済産業**二三）　一三四
○道路に関する件
（**東北地方整備局**二七、二八）　一三六
○道路に関する件
（**関東地方整備局**四二～四五）　一三八
○都市計画に関する件（**同**四六～四八）　一三九
○道路に関する件
（**北陸地方整備局**二一、二二）　一四〇
○道路に関する件
（**中部地方整備局**一六）　一四一
○都市計画に関する件（**同**一七～一九）　一四二
○都市計画に関する件
（**近畿地方整備局**三二～三九）　一四三
○道路に関する件
（**中国地方整備局**一九～二二）　一四四
○道路に関する件
（**四国地方整備局**一四～一六）　一四五
○都市計画に関する件
（**九州地方整備局**二六）　一四六
○道路に関する件（**同**二七、二八）　一四七

〔**官庁報告**〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　一四八

〔**資　料**〕
国庫歳入歳出状況（平成二十九年度平成二十九年十二月分）（財務省）　一四九

〔**公　告**〕
諸事項
官庁
外国監査法人等、適格機関投資家、買収前の所有者等への売払い、基本測量関係事項関係　一五二
裁判所
破産、免責、再生関係　一五七
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、日本弁護士連合会裁決関係　一九三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一九五
会社その他
会社決算公告　一九六

省　令

○総務省令第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十六の規定に基づき、政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年二月二十八日

総務大臣　野田　聖子

政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（登録政治資金監査人に係る登録申請書）	（登録政治資金監査人に係る登録申請書）
第二十七条　法第十九条の二十第一項に規定する登録申請書（次項において「登録申請書」という。）には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。	**第二十七条**　［同上］
一　本籍（外国人にあつては、国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。））の記載のある住民票の写し（三月以内に作成されたものに限る。）	一　戸籍の抄本（三月以内に作成されたものに限る。） 二　住民票の写し（三月以内に作成されたものに限る。）
二　［略］ 三　［略］ 四　［略］ ［2　略］	三　［同上］ 四　［同上］ 五　［同上］ ［2　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十年六月一日から施行する。